

2016.3.1

PL レポート <2015 No.12>

■ 「PL レポート」は原則として毎月第1 営業日に発行。製造物責任（Product Liability: PL）や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。「解説コーナー」では、注目されるトピックスを取り上げ、解説を行います。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

○国民生活センターが家庭用電気マッサージ器による事故の注意喚起

（2016 年 1 月 21 日 国民生活センター）

国民生活センターは、1 月 21 日、PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）に寄せられた危害相談情報に基づき、「電気マッサージ器」に関する事故の傾向及び消費者の使用実態等の調査結果を明らかにするとともに、消費者への当該製品の使用にあたっての注意の呼び掛けや、事業者に対する要望を示した。

国民生活センターは、調査結果を踏まえ、当該製品の事故に関して、以下の 4 点を問題点としてあげている。

- ①消費者に対して販売・体験時に安全な使い方が十分提供されていない。
使用に関する警告内容や注意内容が、販売店で十分に説明や掲示が行われていない。または購入者や体験者に伝わっていない。
- ②消費者も適正に使うために必要な情報に積極的には触れていない。
体験使用時や販売時に注意表示に気づかない、取扱説明書を読んでいない。
- ③中程度の刺激から運転が始まったり、挟み込まれたまま止まることもある。
試したらいきなり強い力が加わるなど作動や設定に問題があるという事例が見られた。
- ④危ないと感じても停止が間に合わない。
停止ボタンを押したがすぐに止まらない。止めようとしたが間に合わなかったという回答が見られた。

以上を受けて、国民生活センターは販売事業者、製造事業者に対し、以下の要望をした。

【販売事業者に対して】

- ・展示販売場所での体験時や購入検討時に、正しい使用方法を伝えること
- ・販売員が正しい使用方法等を理解していない事例があることから、販売員に対して適正使用のための教育を徹底すること
- ・販売時に、使用者に対し、弱い刺激から使用するよう指導すること
- ・百貨店、スーパーマーケット、ショッピングセンターなどで、展示販売の場所を販売事業者に貸す際には、安全に関する説明を十分に行うことを販売事業者に求めること

【製造販売業者に対して】

- ・電源を入れた際に、刺激の程度を設定しない状態では、弱い刺激で始まるような商品の開発を目指すこと
- ・設定されたマッサージのコースの途中で停止した場合は、身体を締め付けることなく終了するような商品を開発すること

○製品評価技術基盤機構（NITE）が配線器具による事故の注意喚起

（2015年1月28日 製品評価技術基盤機構）

NITEは、1月28日、配線器具の事故の未然防止のため注意を呼びかけた。

NITEには、ヘアドライヤーや電気ストーブ等の電気製品の電源プラグ・コードや、延長コード、テーブルタップ、コードリール、壁コンセント電気ストーブ、電気あんか等の配線器具の事故情報が、平成22年度～平成26年度の5年間で947件報告されている。

（1）事故の発生件数とその危害内容

NITEに報告された事故情報の中で、配線器具等による事故は、物的損害が多く、火災が多い傾向にある。

表1 事故件数とその危害

	人的被害			物的被害		被害なし	合計
	死亡	重症	軽傷	拡大被害	製品破損		
事故件数	14	9	64	493	363	4	947
被害者数	28	10	75				113
火災件数	14	4	22	355	64	0	459

※人的被害と物的被害が同時に発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしていない。

（2）事故の月別傾向

電気暖房機器やエアコンの使用頻度が増加する12月～2月にかけて特に多くなる傾向にある。

（3）製品の傾向

電源コードの事故が多く発生しており、特にアイロンや掃除機、ドライヤーなどの手に持って使用する製品に多発している。

表2 月別事故発生件数

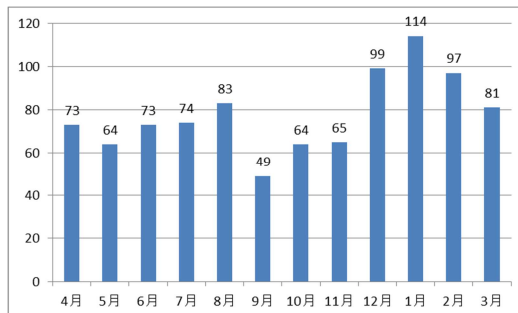
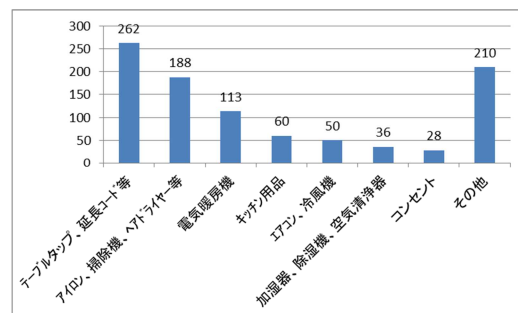


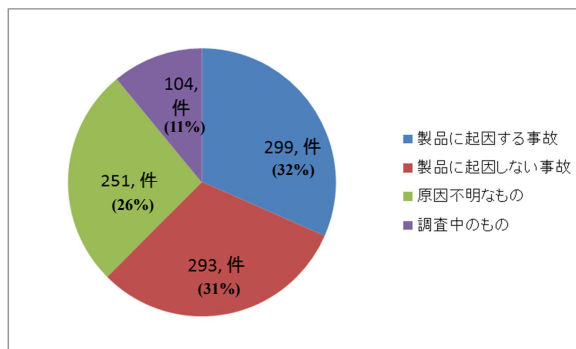
表3 製品別事故件数



（4）事故原因

製品に起因する事故299件、製品に起因しない事故293件、原因不明なもの251件、調査中のもの104件となっている。

表4 事故原因



※表1～表4はいずれも平成28年1月28日付 NITE NewsRelease「配線器具等による事故にご注意くだ

さい。」の内容をもとにインターリスク総研にて作成

○消費者庁と農林水産省が「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を設置

(2016 年 1 月 19 日 消費者庁・農林水産省)

消費者庁および農林水産省は、1 月 19 日、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を共催で設置した。同検討会の設置に至る経緯は以下の通り。

- 「消費者基本計画（2015 年 3 月閣議決定）」で「順次実態を踏まえた検討を行う」と明記。
- 「食料・農業・農村基本計画（2015 年 3 月閣議決定）」で「実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する」と明記。
- 「総合的な TPP 関連政策大綱（2015 年 11 月 TPP 総合対策本部決定）」で、食の安全・安心に関する施策として、「原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う」と明記。

以上を踏まえ、主に以下の 2 点について幅広く検討し、2016 年秋を目途に中間的な取りまとめを行うとしている。

- ①現行の加工食品の原料原産地表示制度や取組の検証
- ②加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた具体的な方策

○農林水産省が「食品事業者の 5 つの基本原則」の改訂版を公表

(2016 年 1 月 22 日 農林水産省)

農林水産省は、1 月 22 日、『『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5 つの基本原則～』（以下、「食品事業者の 5 つの基本原則」）の改訂版を作成し、関係団体に通知すると共に公表した。

これは、食品事業者のコンプライアンス意識向上のための「道しるべ」として同省が 2008 年に策定した「食品事業者の 5 つの基本原則」について、異物混入による自主回収や意図的な毒物の混入等、昨今の食品に関する事案を踏まえ、食品業界団体、消費者団体、マスコミ、有識者で構成する意見交換会（2015 年 6 月～10 月開催）の結果を反映させたもの。

改訂のポイントは以下の通り。

- ①食品事業者の取組の参考として、以下の課題に対して具体的な取組事項を追記。

課題	追加取組事項の概要
自主回収件数の増加	■食品事故が起きた時の対応の取り決め。 ■「健康被害の程度」と「事故拡大の可能性」の視点から回収を判断。 ■プライベートブランド製品（PB）の回収は、メーカーと PB オーナーで事前協議し、緊急時に円滑な対応ができる体制を整備。 ■必要以上の製品回収が食品ロスを発生させることを認識し、事案ごとに回収実施要否を検討の上、対応を決定。
情報の取扱い・対応	■それぞれの事案の発生状況に応じた適切な初動対応を実施。 ■消費者に製造過程を見てもらう等の透明性を高める取組の実施。
意図的な毒物等の混入への対応	■意図的な毒物等の異物混入に対する食品防御についての意識を向上させ、事業者の状況に応じた以下の対策の推進。 ・意図的に毒物等を混入し難い環境作り ・意図的な混入をしようと思わせない職場の風土作り

- ②食品事業者だけが課題解決に取り組むだけでなく、消費者を含めたフードチェーンとマスコミなど関係者全体でお互いの認識を共有し、それぞれの役割を果たすことが求められるとの認識のもと、関係者に期待する取組内容を意見交換会からのメッセージ*を基本原則とあわせて公表。

※「食品事業者の5つの基本原則」に関する意見交換会からのメッセージ〜フードチェーンに関わる全ての皆さまへ〜

海外トピックス：最近公開された海外のPL・製品安全の主な動向をご紹介します。

○欧州委員会が自動車の型式認証制度の強化案を提案

(2016年1月27日 欧州委員会)

欧州委員会（European Commission）は、1月27日、ホームページにおいて、自動車メーカーに対して車両の安全性、環境保護及び製造に関する要求事項を、より厳格に遵守させるための法案を上程したと発表した。

現行のEU型式認証制度は、ある加盟国で型式認証された車両は、域内の全ての地域で販売が可能となる相互認証方式を採用し、自動車メーカーが制度を遵守していることの確認は各国政府に委ねる運用がなされている。今回上程された法案では、現行制度の不備是正を目的に、次の3項目が示された。

① 認証機関に対する費用の支払い方法の変更

加盟国の多くは、車両の適合性を確認するための認証機関を認定しているが、認証費用は自動車メーカーから認証機関に直接支払われている。同委員会は、このことで生じる両者間の利害関係が試験の独立性を脅かすことがないように、費用の支払い方法を変更することを提案している。また、認証機関が政府から認定され、資格を維持するために受ける定期的かつ独立した監査について、より厳格な評価基準を導入することも視野に入れている。

② 市場で稼働している車両に対する抜き打ち検査の導入

現行の認証制度の大部分が、販売開始前の車両の事前確認を規定しているのに対し、提案では、将来、加盟国と同委員会が、市場で既に稼働している車両の適合性を確認するために抜き打ち検査を実施できるようにするとしている。

この抜き打ち検査により、不適合車両の発見がより早い時点で可能となり、安全上の問題が認められる、あるいは環境に悪影響を与える車両に対して迅速で厳格な是正措置を確実に実施できるようになる。不適合車両を発見した各国政府は、当該車両に型式認証を与えた国の判断を待つことなく、是正措置を行うことが可能になる。各国政府は、市場での抜き打ち検査が確実に実施されていることを定期的に確認して、結果を公表する。

③ 認証機関の監視体制の強化

同委員会は、各国が認定した認証機関の活動実態が不適切な場合、当該認証機関の認定の停止や取り消しを行う権限を持つことになる。また、将来、同委員会は、研究機関と共同で、型式認証取得後の車両の事後試験を実施し、必要に応じてリコールの実施を勧告できるようになる。同委員会が不法行為に対して制裁金の支払いを命じることを可能とすることにより、自動車メーカーと認証機関が、法的に不適合な車両を市場に販売することを防止できるようにする。

○オーストラリア連邦裁判所が大手流通事業者に300万ドルの罰金の支払命令

(2016年2月5日 ACCC)

ACCC（Australian Competition and Consumer Commission：オーストラリア競争・消費者委員会）のホームページによれば、オーストラリアの連邦裁判所は、2月5日、大手流通事業者に対して、オーストラリア消費者法の製品安全関連事項で違反があったとして約300万オーストラリアドルの制裁金を支払うように命じた、と発表した。

同裁判所によれば、当該事業者は過去3年間以上にわたり、自社ブランドで販売していた揚げ

物用なべ、排水管用洗剤、マッチ、ソファベッド、折り畳み式椅子の5品目において、下記のような違法行為を行っていたとしている。これらが原因で、揚げ物用なべの取っ手が破損して使用者が火傷したり、排水管用洗剤のキャップの欠陥により子どもが化学火傷を負ったりするという深刻な被害が発生している。

- ・上記製品のうちのいくつかについては、当該事業者は製品の欠陥が原因で被害が発生していることを認識しながら、適切な時期に製品の販売を中止やリコールなどの是正措置を怠ったこと（これらの製品は最終的にはリコールされたものの、実施までに時間がかかり更に事故が発生していた）。
- ・製品自体や梱包に記載された警告表示に不適切な例が見られたこと（例えば、折り畳み式椅子では、試験結果では92 kgを超える荷重には耐えられないと判明したにもかかわらず、表示では許容体重を115 kgと表示していた）。
- ・オーストラリア消費者法では、製品に起因すると思われる重篤な人身事故が発生した場合、事業者はその可能性を認識してから2日以内にACCCに報告することが定められているが、当該事業者は8件の事故について報告を怠っていたこと。

解説コーナー：注目されるトピックスを取り上げ、解説を行うコーナーです。

消費者庁が「不当景品類及び不当表示法第8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方」の成案を公表

～景品表示法に導入される課徴金制度に対する企業における留意点とは～

消費者庁は1月29日、「不当景品類及び不当表示法第8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方」（以下、「本考え方」という）の成案を公表しました。本考え方では、平成26年11月19日に公布され、今年4月1日に施行される改正不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」という）第8条で新たに導入された課徴金制度に関する基本的要件の意義や考え方を示すとともに、各種要件の該当性に関して想定例を交えて解説されています。今回、課徴金制度について、該当性の運用の透明性と事業者の予見可能性を確保するために、改正景品表示法施行に先立って消費者庁より示されました。

課徴金制度が導入された背景には、食品事業者において相次いだ偽装表示に関する事件を受けての消費者保護の観点があります。また、これまでの制度では、優良・有利誤認表示を行った場合に、行政による差止めや再発防止に向けた措置命令とこれに違反した場合の2年以下の懲役又は300万円以下の罰金があるにとどまり、企業に対するペナルティとしての効果が薄かったことが挙げられています。

本項では、景品表示法第8条及び本考え方を踏まえ、今般導入される課徴金制度について概説し、企業において留意すべきポイントについて解説します。

（1）課徴金制度の概要

①課徴金の算定方法

改正景品表示法第8条第1項で、課徴金対象期間に取引をした課徴金対象行為に係る商品又は役務について売り上げた金額の3%を課徴金とすると定められました。

課徴金対象期間	・課徴金対象行為をした期間 ・課徴金対象行為をした期間に加え、当該行為を止めた後、一般消費者の誤認のおそれの解消措置を取らずに、継続して取引をしていた場合には、課徴金対象行為を止めた時点から6か月以内取引をした日の最終日までの期間（なお、その日より早い時期に、
---------	---

	事業者が誤認解消のため、内閣府令で定める措置（日刊新聞紙等に優良・有利誤認表示を行っていたことなどを自ら公表し、掲載し、一般消費者の誤認を解消する措置等）を採った場合については、その日が期間の最終日とされる） ・上記期間が3年を超える場合には、期間の最終日から遡って3年間の対象期間
課徴金対象行為に係る商品又は役務	・事業者の故意・過失を問わず、一般消費者に対し、社会一般に許容される誇張の程度を超えて、実際のもの等よりも著しく優良であると示す表示（優良誤認表示）、または著しく有利であると誤認される表示（有利誤認表示）がなされた商品又は役務
売り上げた金額	・課徴金対象期間において引き渡された又は提供された商品又は役務の対価（新築戸建分譲住宅のように契約から商品の引き渡しまで長期間を要するものは契約時点の金額）の合計額である総売上額から次の控除項目を差し引いた額（控除項目） ・数量不足、品質不良、破損、役務不足等を理由に、事業者が減額又は返金した分 ・返品された商品の対価相当額 ・ボリュームディスカウント等の契約内容に基づく事業者が支払った割戻金

②免責のための要件

以下の場合には、消費者庁長官は事業者に対して課徴金納付を命ずることが出来ません。

相当の注意を怠った者でないと認められる場合	・優良・有利誤認表示を行っていた期間において、当該認識がなく、かつ、正常な商慣習に照らして必要とされる注意を払ったといえる場合
優良・有利誤認表示により得た売上の規模が小さい場合	・優良・有利誤認表示による商品又は役務で得た売上規模が5000万円未満の場合

(2) 留意すべきポイント

これまで企業においては、景品表示法違反リスクへの対応を行ってきたと思われませんが、今回の法改正で優良・有利誤認表示に対する課徴金制度が創設されたことで、当該リスクはこれまで以上に企業にとって留意すべきリスクとなりました。

また、優良・有利誤認表示を行った企業の役員においては、課徴金の納付を理由にした損失につき、株主代表訴訟や会社訴訟のリスクにもさらされる可能性が生じます。すでに、運用されている独占禁止法のもとでの課徴金制度では、課徴金を納付した企業の役員が株主代表訴訟で訴えられ、敗訴するケースが少なくありません。

そこで、企業においては、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」（平成26年11月14日内閣府告示第276号）などを参考に、当該リスクへの対策を、予防及び損失拡大防止の両面から検討しておく必要があります。

<予防対策>

課徴金の対象となる優良・有利誤認表示は、相当の注意を払ったと認められる場合を除き、その表示の外形上から違法性を問われるので、当該法令への無知や軽視が原因で課徴金の対象行為に該当することがあります。したがって、企業としては、仕組み・ルールの整備・運用によって当該行為の未然防止を目指すことが望まれます。具体的な対応例は以下のとおりとなります。

- ・事前審査体制の強化（専任部署の設置によるチェック体制の強化と事前相談制度の充実）
- ・全役職員を対象とする当該テーマについての教育、関連ルールの周知（法令等の正しい理解を定着させるための教育と表示の作成に携わる部署における業務遂行上留意すべき点等についての研修）

＜損失の拡大防止のための対策＞

上記の予防対策を実施した上でも、万一、優良・有利誤認表示の可能性があることが発覚した場合に備え、迅速かつ適切な対応による損失の拡大防止のため、事前の対応策を検討・準備しておくことが必要です。特に今回の法改正では、課徴金制度の創設と同時に違反を自己申告した事業者に対しては、課徴金額の 1/2 が減額されるので、優良・有利誤認表示のおそれが発覚した場合に、社内において迅速にしかるべき役職者に共有され、消費者庁に対し自己申告できる仕組みを講じておくことが望まれます。具体的な対策例は以下のとおりとなります。

- ・不正行為の早期発見のための定期的監査や抜き打ち監査の実施
- ・職制に基づく報告の徹底
- ・内部相談・通報制度の充実
- ・緊急時における対応力向上のために不正行為発見時の TODO をまとめたマニュアル策定やマニュアルの実効性を確認するための訓練等の実施

米国不法行為法改革基金が 2015-2016 年版『魔の裁判地（Judicial Hellholes）』を発表 ～裁判環境を踏まえた企業の対応について～

米国不法行為法改革基金（American Tort Reform Foundation - ATRF）は、不法行為法改革活動の一環として、2002 年以降企業被告利害の観点から米国連邦裁判所や州裁判所の裁判地毎の訴訟環境に関わる評価を行っており、昨年 12 月 17 日、2015-2016 年版のランキングを含む報告※を公表しました。

※ 2015-2016 Judicial Hellholes

<http://www.judicialhellholes.org/wp-content/uploads/2015/12/JudicialHellholes-2015.pdf>

米国では、製造物責任を含む不法行為については各々の州法で訴訟が進められ、欠陥の定義や懲罰的賠償責任の規定なども州法によって差異があり、訴訟環境が大きく異なってきます。どの州を裁判地として訴訟が行われるかにより結果も異なる可能性があることが、このような調査が行われる背景となっています。

評価の基礎となる情報は、公開裁判記録等の他、ATRF のメンバーである被告側弁護士、企業の社内弁護士や被告企業の経営者からのアンケートであり、これに基づき ATRF の評価メンバーが、被告視点から見た裁判所の公平性、裁判手続や公判指揮の正当性、裁判地における損害賠償法の特徴や司法の清廉性等に関わる訴訟環境の評価を行い、総合評価によるランキングを行っています。

このランキングでは、総合評価の結果が最も劣位の 9 の裁判地を「魔の裁判地（Judicial Hellholes）」とし、「魔の裁判地」に続いて警戒を要する裁判地を「警戒リスト（Watch List）」としています。

【魔の裁判地（Judicial Hellholes）2015-2016】

1. カリフォルニア州
2. ニューヨーク市（特にアスベスト訴訟に関して）
3. フロリダ州
4. ミズーリ州

5. イリノイ州マディソン郡
6. ルイジアナ州
7. テキサス州ヒダルゴ郡
8. バージニア州ニューポートニュース市
9. 連邦裁判所テキサス州東部地方裁判所

【警戒リスト (Watch List) 2015-2016】

1. ウェストバージニア州
2. ペンシルバニア州フィラデルフィア他
3. ニュージャージー州
4. オクラホマ州ボタワトミー郡

2014-2015 年版からの変動として、上記 7、8、9 の裁判地が新たに「魔の裁判地」に加わった一方、長年「魔の裁判地」とされてきたウェストバージニア州が警戒対象へ移動したことがあげられます。この変動は、同州が長年の課題であった法改正を 2015 年に実現し、過失割合に応じた公正な責任の分担や懲罰的賠償に対する制限等が導入されたことが、被告側に有利になったと評価されたものと考えられます。

企業が米国で製造物責任訴訟を起こされた場合は、一般的にまず当該裁判地での製造物責任訴訟に関して被告弁護に優れた現地の法廷弁護士 (Local trial counsel) を選任し、弁護士の情報収集力、判断力、影響力等を最大限活用することが重要です。

一方、当該現地弁護士は被告企業やその製品に関わる情報や商流その他関連情報に精通しているとはいえないため、被告企業とその製品を熟知し、製造物責任訴訟の遂行管理にも長けた訴訟管理弁護士 (National management counsel、一般的には社内弁護士や全米規模でネットワークを持つ大手の法律事務所等) との関係構築・活用し、訴訟管理弁護士を通じて上記現地の訴訟弁護士を管理することになります。

訴訟管理弁護士と現地法廷弁護士の連携により収集情報の分析と評価を正しく合理的に行い、当該 PL 事件の解決方針に反映させることが大切です。

具体的には、訴訟の初期段階で、適正送達の欠如、対人裁判管轄権の欠如、州籍相違による連邦裁判所への移送[※]等の申立てによる訴訟防御を行い、中期的には現地民事訴訟法に基づく開示手続きによる証拠提示を経て、勝訴の可能性も加味した上で、最終的に紛争解決を公判に求めるのか、ADR (裁判外紛争解決手続) を活用するのか、和解に求めるのかという選択を迫られます。

※一般的に州裁判所は、連邦裁判所に比べ裁判官や陪審員の質の点で劣る場合が多いことから、対象製品の商流や原告の居住地等当該事案内容を踏まえ、可能な場合には、訴訟戦略上、当該州裁判所には裁判管轄がないことや連邦裁判所への移送を申し立てるケースも多い。

上記の 2 種類の弁護士を活用しつつ、当該裁判所の判事の判断傾向や特質、当該裁判地の陪審員プロフィールと判断傾向等、訴訟に影響を与える係争段階毎の要素や要因に関わる情報の分析も踏まえた上、当該訴訟の最終解決方針を決定することが一般的です。今回紹介した報告は、このような判断を行う際の参考情報の一つとして活用することが考えられます。

以上のような米国における製造物責任訴訟の実状を踏まえると、企業は平常時から事業および製品に関わる情報の整備、訴訟管理弁護士や全米での弁護士ネットワークの確保、開示手続きに対応可能な社内態勢の構築、賠償資力としての保険等の手配を行っておくことが必要であるのみならず、米国における訴訟関連情報に関しては、訴訟を巡る環境が変化することから、本件で紹介した報告等各種情報源を活用しながら、最新の状況を把握しておくことが望まれます。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」

PL Master
〔製品安全・PL(製造物責任)対策 総合コンサルティングサービス〕

株式会社 インターリスク総研
MS&AD INSURANCE GROUP

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2016